

人形峠環境技術センターに係る環境保全協定の締結について

平成 31 年 3 月 25 日
原子力安全対策課

鳥取県、三朝町及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）の3者で人形峠環境技術センターに係る環境保全協定の締結に向けて協議を重ねてきましたが、このたび三朝町議会や三朝町の地元地区の地域協議会において協定案に了解が得られ、三朝町が協定案に合意されたことから、県、三朝町及びJAEAの3者で環境保全協定を締結しました。

1 協定締結の目的

人形峠環境技術センターでは、今後、ウラン濃縮原型プラントの廃止措置やウランと環境研究プラットフォーム構想の本格実施が予定されていることから、人形峠環境技術センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを目的として締結したものです。

2 協定の概要

(1) 概要

従来、昭和55年に当時の動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所から鳥取県に出された文書に基づき、放射性物質の監視測定結果の提出、各年度の事業計画など平常時の定期報告、緊急時の通報のみ行われてきたが、この度の環境保全協定の締結により、これらに加えて施設の新増設計画や現地確認などの対応等も行うことができるようになる。

(2) 主な内容

- ア JAEAは施設の新増設の計画やその変更について、県及び三朝町に報告し、県及び三朝町は意見を述べるができる。JAEAはその意見に対して誠意をもって対応する。
- イ 県及び三朝町は、協定の施行に必要な限度において、JAEAに報告を求め、又は職員に現地確認をさせることができる。県及び三朝町は現地確認において意見を述べることができ、JAEAはその意見に誠意をもって対応する。
- ウ その他、県及び三朝町が実施する地域の防災対策への積極的な協力、地域住民に損害を与えた場合の損害の補償などが盛り込まれている。

3 協定締結日

平成30年12月25日

4 締結文書（別添1、2参照）

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書
- (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する覚書

5 これまでの経緯

| 月 日 | 内 容 |
|--------|----------------------------------|
| 9月21日 | 県からJAEAに環境保全を目的とする協定の締結を申入れ |
| 9月27日 | JAEAが県に環境保全協定を締結するため協議すると回答 |
| 11月 8日 | 県がJAEAに立地自治体（岡山県）と同等の協定の早期締結を申入れ |
| 12月11日 | JAEAから協定案の提示 三朝町がJAEA案に合意 |
| 12月18日 | 三朝町議会で協定案を了解 |
| 12月20日 | 三朝町竹田地区の地域協議会において協定案を了解 |
| 12月25日 | 協定締結 |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺
環境保全等に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、丙の人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（関係法令の遵守等）

第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理に当たっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

（放射性物質の放出等）

第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、丙が別に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減について最善の努力をするものとする。

（自然環境の保全）

第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

（防災対策）

第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

（新增設計画）

第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。

2 甲及び乙は前項に関し意見のあるときは、丙に対して意見を述べることもできるものとする。

3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

（放射性物質等の監視体制の強化）

第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。

2 甲及び丙は、それぞれが別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。

3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。

4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲及び乙に提出するものとする。

る。

5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

第7条 甲及び丙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果を公表するものとする。

(平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びフッ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びフッ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(現地確認等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。

3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べるすることができるものとする。

4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の補償)

第12条 丙は、丙の事業に起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を補償するものとする。

(覚書の締結)

第13条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、

細目等に関し、覚書を締結するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、センター内の施設（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の適用を受ける施設を除く。）を対象とする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
三朝町
三朝町長 松浦弘幸

丙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺
環境保全等に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、平成30年12月25日に締結した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（新增設計画の範囲）

第1条 協定第5条第1項に規定する「施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく許認可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものを除くものとする。

（測定計画及びその結果の提出等）

第2条 協定第6条第2項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が年度開始前までに定めるものとする。

- 2 協定第6条第4項の規定に基づき丙が甲及び乙に対して行う監視測定の結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後1月以内に行うものとする。
- 3 協定第6条第5項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

（報告）

第3条 協定第8条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数は、次のとおりとする。

- (1) 各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。
- (2) 施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後1月以内に行うものとする。

（通報）

第4条 協定第9条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うとともに、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。

- 2 協定第9条第2号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

（現地確認等）

第5条 協定第10条第1項の規定に基づき丙の施設を現地確認する者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに、現地確認に際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じた

とき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 三朝町
三朝町長 松浦弘幸

丙 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄